三沢市自動体外式除細動器の貸出し要綱

（目的）

第１条　この要綱は、多数の三沢市民が参加する催物又は行事等において、市民が心肺停止状態に陥った際に、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）による救命活動を迅速に行うことができるようにするため、市民や各種団体等に対するAEDの貸出しに対して必要な事項を定める。また、AED の貸出しを行うことにより、AED の設置意義、効果、必要性について市民の理解を深めることを目的とする。

（貸出し場所と台数）

第２条　貸出し用AEDは３台とし、三沢市健康推進課に配置する。

（貸出しの条件）

第３条　AEDは次の各号のいずれにも該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、この事業の目的に合致すると市長が認める場合は、この限りではない。

（１）　主に三沢市民を対象とし、三沢市内で開催される催物または行事（以下「イベント等」という。）であること。

（２）　イベント等の実施者が、学校、企業、自治会等の各種団体、市民活動や社会教育団体、その他これらに類する団体であり、イベント等が営利を目的としていないこと。

（３）　イベント等開催期間を通して、普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者が、会場に配置されていること。

（貸出し期間）

第４条　期間は、イベント等の開催される期間及びその前後の期間とし、原則として７日以内とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

２　イベント等が終了後は、速やかに返却するものとする。

（貸出し手続き）

第５条　AED の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、次のとおり貸出し手続きを行うものとする。

（１）借受者は、その貸出しを受けようとする日の２ヶ月前から２週間前までに、「自動体外式除細動器貸出し申請書（様式第１号)」を三沢市健康推進課（以下「貸出者」という。）に提出しなければならない。

（２）貸出者は、「貸出し申請書」の提出を受けた際は、貸出しの可否を遅延なく決定し、「自動体外式除細動器貸出承諾（不承諾）書（様式第２号)」により、借受者に通知をする。

（３）貸出承諾の通知を受けた借受者は、「貸出承諾書（様式第２号)」を持参し、引渡し日に健康推進課にて貸出しを受ける。なお、その際、貸出し留意事項の説明を受けるものとする。

２　返却の手続きは次のとおりとする。

（１）借受者は、返却予定日に「自動体外式除細動器貸出実績報告書（様式第３号)」を沿えてAED を持参し、貸出者より「自動体外式除細動器返却時確認書（様式第４号)」による AED の確認・点検等終了後に返却を行う。

（２）借受者は、AEDを破損または亡失した時は、「自動体外式除細動器損傷・亡失等報告書（様式第５号)」により、直ちに、市長に届け出をしなければならない。

（費用負担）
第６条　AED の貸出しは無償とする。
２　貸出し期間中における AED の運搬及び維持管理に要する費用は、借受者が負担する。ただし、貸出し期間中、救命活動の実施に際し、傷病者に対して使用した AED パッド（成人用、小児用を含む）に係る経費は、この限りではない。

（借受者の責務）
第７条　借受者は、AED を返却するまでの期間、AED の管理をするほか、使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）AED を使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。
（２）AED を目的外に使用しないこと。
（３）AED の転貸やその権利を譲渡しないこと。
（４）故意又は過失等により、AED を破損または亡失した時は、借受者等の負担により原状回復を行うこと。

（損害賠償責任）
第８条　貸出者は、借受者が AED の誤った使用により生じた事故等に対しては、一切の責任を負わない。

（その他）
第９条　貸出者は、やむをえない事由により、貸出不能となった場合、貸出承認後であっても、承認を取り消すことができる。
２　市長が、公共の用に使用等の必要があると認めるときは、貸出し期間中であっても、借受者に AED の返却を求めることができる。

附　則
この要綱は、平成２５年　７月　１日から施行する。